

# 建設水道常任委員会

令和2年12月7日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎井上 卓也	○大森恒太郎	中川 靖広
横田 敏文	木澤 正男	奥村 容子
坂口 議長		

## 2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
総 務 部 長	西巻 昭男	都市建設部長	上田 俊雄
建設農林課長	手塚 仁	同 課 長 補 佐	田中 弘二
同 課 長 補 佐	乾 裕貴	都市整備課長	真弓 啓
同 課 長 補 佐	峯川 敏明	上下水道課長	猪川 恭弘
同 課 長 補 佐	上田 和弘	同 課 長 補 佐	田口三十士

## 3. 会議の書記

議会事務局長	佐谷 容子	同 係 長	岡田 光代
--------	-------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 中川委員、横田委員

委員長

おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまから、建設水道常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、中川委員、横田委員のおふたりを指名いたします。おふたりには、よろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりであります。

初めに、本会議からの付託議案についてであります。

まず初めに、1. 付託議案、（1）議案第49号 斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例についてを、議題といたします。

理事者の説明を求めます。 手塚建設農林課長。

建設農林  
課長

それでは、議案第49号 斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例について、ご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

建設農林  
課長

それでは、条例の改正内容につきましてご説明申しあげます。

議案書の末尾の条例（要旨）をご覧いただきたいと思っております。

なお、条例本文、新旧対照表の朗読につきましては省略をさせていただきます。本要旨をもって説明に代えさせていただきますので、ご了承賜りますようお願い申しあげます。

今回の斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例につきましては、令和2年度の地方税制の改正を内容とする地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、本条例において所要の改正を行うものでございます。

1. 改正内容であります。特例基準割合の名称を、延滞金特例基準割合に改めるものでございます。2. 施行期日等でございます。(1) 施行期日は、令和3年1月1日から施行することとしており、(2) 適用区分は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前に対応する延滞金につきましては、なお従前の例によります。

以上、本条例の改正内容でございます。何卒、原案どおり可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑・ご意見をお受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 今回、名称の変更ということで出てますけど、内容等については変更はないということでしょうか。

委員長 手塚建設農林課長。

建設農林 内容等には変更ございません。

課長

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

よって、議案第49号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2) 議案第54号 令和2年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第3号) についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 猪川上下水道課長。

上下水道  
課長

それでは、付託議案(2)でございます、議案第54号 令和2年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第3号) について、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

上下水道  
課長

今回の補正予算は、人事院勧告に伴います給与改定及び人事異動に伴います人件費の補正でございます。

それでは、補正予算書3ページでございます、予算に関する説明書の実施計画に基づきまして、ご説明を申し上げます。収益的収入及び支出の支出で、第1款 水道事業費用、第1項 営業費用、第1目 原水及び浄水費で3万4千円の増額、第2目 配水及び給水費で677万3千円の減額、第4目 総係費で431万2千円の増額、合計で242万7千円の減額補正をお願いするものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。予算総則を朗読いたします。

( 予算総則朗読 )

上下水道

以上、議案第54号 令和2年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第3

課長 号)の説明とさせていただきます。何とぞ原案どおり可決賜りますよう、  
よろしくお願ひ申しあげます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ご  
ざいませぬか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第54号については、当委員会として、満場一致で可決す  
べきものと決しました。

次に、(3)議案第55号 令和2年度斑鳩町下水道事業会計補正予算  
(第1号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 猪川上下水道課長。

上下水道 それでは、付託議案(3)でございます、議案第55号 令和2年度斑  
鳩町下水道事業会計補正予算(第1号)について、ご説明申しあげます。  
課長 まず、議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

上下水道 今回の補正予算は、人事院勧告に伴います給与改定及び人事異動に伴い  
課長 ます人件費の補正でございます。

それでは、補正予算書の4ページ、5ページでございます予算に関する

説明書の実施計画に基づきまして、ご説明を申しあげます。まず4ページの、収益的収入及び支出からでございます。収入では、第1款 下水道事業収益、第2項 営業外収益、第1目 他会計補助金で、支出では、第1款 下水道事業費用、第1項 営業費用、第2目 総係費で、それぞれ1万4千円の増額補正をお願いするものでございます。続きまして5ページでございます。資本的収入及び支出でございます。収入では、第1款 資本的収入、第3項 補助金、第2目 他会計補助金で、支出では、第1款 資本的支出、第1項 建設改良費、第1目 管路建設改良費で、それぞれ87万2千円の増額補正をお願いするものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。予算総則を朗読いたします。

( 予算総則朗読 )

上下水道課長 以上、議案第55号 令和2年度斑鳩町下水道事業会計補正予算(第1号)の説明とさせていただきます。何とぞ原案どおり可決賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第55号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査を議題といたします。

(1) 都市基盤整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 真弓都市整備課長。

都市整備  
課長

それでは、2. 継続審査、(1) 都市基盤整備事業に関することについてでございます。

はじめに、いかるがパークウェイの整備についてであります。三室・紅葉ヶ丘区間につきましては、先ほど町長からもございましたように、引き続き、三室交差点から東の側道などの工事が順次行われているところでございます。

次に、五百井・興留区間についてであります。こちらにつきましても、事業用地の取得に向け、地権者、権利関係者との交渉が引き続き進められているところであります。資料1をご覧ください。

五百井・興留区間の用地取得の状況でございます。赤色で示しております「用地取得済」が約8割に達しており、残りの2割につきましても、そのうち約1割については、緑色で示しております「県有地」や、オレンジ色でお示ししております「町有地」でございますことから、実質的に残り1割、青色で示しております「用地交渉中」となっているところでございます。なお、この約1割の「用地交渉中」の地権者の方も、事業そのものに反対されている方はおられないところでございます。

また、町教育委員会で実施しております埋蔵文化財の発掘につきましても、引き続き進められているところでございます。発掘調査箇所につきましては、資料1の概ね中央付近、茶色の矢印でお示ししているところでございます。3つの区間に分割して西から実施しており、現在は中央の区間を実施しているところでございます。なお、今のところ、重要な遺構の発見などはないと聞いているところでございます。

次に、事業促進にかかる要望活動についてでございます。

国土交通省本省への要望活動については、今年度はコロナ禍ということ

で、11月中旬に書面による要望活動を実施いたしました。実施にあたりましては、県の全面的なご協力をいただいたところでございます。また、11月24日には、奈良県選出の国会議員のみなさまに対しまして、要望活動を実施いたしました。特に、先ほど申しあげました五百井・興留区間の用地買収の進捗状況を踏まえ、1日も早い工事着手について積極的に要望したところでございます。

次に、前回の委員会で実施する旨をご報告しておりました、交通量調査の結果についてでございます。いかるがパークウェイの三室交差点完成後に服部道の交通量がどのように変化したのかということでございますので、三室交差点完成前の今年2月の調査と同条件で、去る11月17日から18日の2日間で実施をいたしました。はじめに調査場所ですが、法隆寺線と町道401号線、服部道の交差点の東側の部分の断面交通量をカウントしております。調査時間ではありますが、通勤通学時間として通行量が多く見込まれます、午前7時から午前9時及び午後5時から午後7時のそれぞれ2時間でございます。結果でございますが、まず西から東向きについてであります。朝は、2月は462台、11月は480台、3.9%、18台の増でありました。夕方につきましては、2月は297台、11月は301台、1.3%、4台の増でありました。次に、東から西向きについてであります。朝は、2月は310台、11月は315台、1.6%、5台の増でありました。夕方につきましては、2月は439台、11月は468台、6.6%、29台の増でございました。こうした結果から、双方向とも極端な台数の増加は見られなかったところでございます。しかしながら、東西の流れなどの問題・課題も考えられますことから、引き続き調査・検討を行ってまいります。

以上、継続審査(1)都市基盤整備事業に関することについての報告とさせていただきます。以上でございます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
木澤委員。



木澤委員　　まず、小吉田から東側の区間についてなんですけども、買収についても特段問題もなくということですかね、進んでいくんだらうというふうにさつきおっしゃいましたけど、その後の整備の計画というのは、全部買収が終わってから計画を立てはるのか、そこはどういうふうになってるんでしょう。

都市整備  
課長　　今のところ、国のほうからは具体的にいつ頃という時期のお話はございません。設計、それから工事というふうに入っていくと思いますけども、先ほどの説明にもありましたように、発掘の区間も少しまだ、半分ほど残っておりますので、それを少なくとも実施してからということになるかと思えます。

木澤委員　　それともう1点ですね、報告いただいた交通量調査で、微増しているところと夕方の東から西に向けてはもうちょっと増えるということですけども、台数にしたらそんなに増えてるようには見えないというのは確かなんですけど、ただまあ、実際に渋滞は広がっているかなというふうに感じまして、その点については県道と服部道の交差部分の信号については若干信号の時間を変えるなどして対応していただきましたけど、安全対策については以前、警察のほうと協議しますというふうにおっしゃってましたけど、その後についてはどうなってるんでしょうか。

委員長　　手塚建設農林課長。

建設農林  
課長　　具体的な内容といたしましては、警察とも現場を何度も確認しているんですけども、これとといったいい対策がちょっと見当たらないというのが現状でございます。

木澤委員　　以前から水路に蓋をしてほしいとか、電柱をなんとかどけないかとか、そういう声はありますけども、水路についてはなかなか水利組合さん、所有者の方の同意が得られないということで、難しいという状況が続

いてますけど、電柱の移設等については、どうなんでしょうかね。

建設農林  
課長 具体的に電柱の移設となりますと、まず移設先が確保されてるかという問題、そして、道路工事を伴わないで電柱を移設する場合、その電柱の移転費用がすべて町が負担することになるという問題もございますことから、どの電柱をどういう形で移設を、という具体的なところまでは検討できてないんですけども、そういったところも今後は検討してまいりたいと考えています。

木澤委員 簡単に、部分部分だけというのは難しいと思いますけど、電柱の地下の埋設ですかね、そういった方法というのは、あの区間で検討できるものなんでしょうかね。

委員長 真弓都市整備課長。

都市整備  
課長 あの区間での電柱の地中化というのは、いまのところちょっと計画にはあがっていないところではございます。

木澤委員 計画にはあがっていないでしょうけど、もしそういう要望が住民さんからあった場合に対応できるものなのか、以前、国に要望していただいていた計画については一定広さがあって、機械ですかね、を設置しなければいけなかったような気がしますけど、ああいう形でだと難しいのか、もっと今進んで他に方法があるのかとか、なんとかあそこの道路も広く使えるようにならないかなと思うんですけど。その後の状況ですね、含めて今すぐわからなかったらあれですけど、わかる範囲で教えていただけますか。

都市整備  
課長 電柱の地中化につきましては、先ほどおっしゃいましたように、変圧器の関係がございまして、そういった変圧器を、地上機と呼んでますけど、よく歩道とかに大きなボックスみたいなものがあるのご存じかと思えますけど、ああいったものが基本的には必要になってまいりますので、あの路

線でそれが、その場所が確保できるかというところとなると、基本的には難しい場所であろうというふうには思っております。ですので、さまざま検討は進めているところではございますけれども、根本的には道路幅が狭いということを考えました時に、電柱の地中化で果たして解決できるのであらうかというところはございますので、そのあたりは他の方法も考えまして検討していきたいというふうに考えております。

木澤委員 やっぱり安全対策というのは地元の住民さんからも声があがっていますので、具体的にというところで協議がなかなか進まないということでしたけれども、地元のほうから具体的な要望があがってきた際にはですね、対応していただきますようお願いしておきます。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。  
継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3. 各課報告事項を議題といたします。

(1) 議案第50号 令和2年度斑鳩町一般会計補正予算(第12号)について、理事者の報告を求めます。 上田都市建設部長。

都市建設 部長 それでは、議案第50号 令和2年度斑鳩町一般会計補正予算(第12号)のうち、当委員会の所管に関することにつきまして、ご説明申し上げます。

最初に、議案書の16ページをお願いいたします。第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第1目 保健衛生総務費、負担金補助及び交付金で11月の委員会でご説明させていただきました、新型コロナウイルス感染症に対する支援策として他市町村の給水事業者と契約され、本町の基本料金

の免除の対象とならない方に対して相当額を補助いたします、斑鳩町水道料金相当額補助金交付要綱の施行に伴い、水道基本料金相当額補助金として11万6千円の増額をお願いするものでございます。

次に、19ページをお願いいたします。第5款 農林水産業費、第1項 農業費、第2目 農業総務費でございます。人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動等による人件費の補正といたしまして、107万4千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、20ページをお願いいたします。第7款 土木費、第1項 土木管理費、第1目 土木総務費で、同じく人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動等による人件費の補正といたしまして207万9千円の減額補正をお願いするものでございます。同様に、第4項の都市計画費、第1目 都市計画総務費で247万6千円の増額補正をお願いするものでございます。次に、21ページをお願いいたします。第2目の下水道費で、下水道事業会計の人件費にかかるものへの補助金といたしまして、88万6千円の増額補正をお願いするものでございます。

以上で、議案第50号 令和2年度斑鳩町一般会計補正予算（第12号）のうち、当委員会所管に関するものについての説明とさせていただきます。以上です。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

( な し )

委員長 次に、(2)斑鳩町組織機構改革について、理事者の報告を求めます。面巻総務部長。

総務部長 各課報告事項の(2)斑鳩町組織機構改革についてであります。

このたびの組織機構改革のうち、本委員会所管にかかる内容につきまして、ご説明を申しあげます。資料の2「斑鳩町組織機構改革」という標題の資料をお願いいたします。右側の表の「改革後」及び「主な改革の

内容」のところをご覧ください。本組織機構改革は、令和3年度を計画の初年度とする「第5次斑鳩町総合計画」に掲げる諸施策を着実に実施する組織体制を確保するとともに、より効率的で機能的な組織運営を行いつつ、住民サービスの向上を図ることを目的として、本町の行政組織機構を再編するものでございます。

(3)の「都市建設部」のところをご覧ください。1点目は、「建設農林課」の係を編成し、所掌事務を見直します。「用地対策係」を「総務管理係」に統合するとともに、係の名称を「建設係」から「土木事業係」に変更します。そして、交通安全対策にかかる事務を、総務部に新設する「安全安心課」に移します。2点目は、「都市整備課」から「都市創生課」へ名称を変更し、所掌事務を見直します。本町が持つ魅力、財産を生かし、活力とにぎわいのあるまちづくりを一体的に進めるため、課の名称を「都市整備課」から「都市創生課」に変更いたします。そして、まちづくり政策課から、文化振興、地域公共交通、観光及び商工業振興にかかる事務を同課に移します。同課には、「都市計画係」「都市整備係」及び「観光文化商工係」の3係を置きます。3点目は、「上下水道課」の係を編成いたします。「業務係」「工務給水係」「浄水係」「管理係」及び「事業係」の5係を「上水道係」「下水道係」及び「工務係」の3係に編成いたします。施行期日は、令和3年4月1日から施行いたします。

なお、本町議会定例会に上程させていただいている、斑鳩町組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例を可決いただきましたならば、すみやかに斑鳩町行政組織規則などの関係規則等につきまして改正してまいりたいと考えております。

以上、各課報告事項の2つ目、斑鳩町組織機構改革についての説明とさせていただきます。以上です。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

( な し )

委員長 次に、（３）大和川遊水地整備事業について、理事者の報告を求めます。 手塚建設農林課長。

建設農林課長 国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所が主体となって取り組んでおります、大和川遊水地整備事業について、前回の委員会で説明いたしました内容から進展がありましたので、ご報告させていただきます。

９月１１日開催の当委員会において、パワーポイントにおいて大和川遊水地整備計画の位置図、過去の計画案、墓地対応案、墓地の周辺に擁壁を設置した場合のイメージ図、整備の周辺イメージ図についてご説明させていただいたところでございます。

その後、目安自治会の役員に対しまして、当委員会でご説明いたしました、墓地の移転を行わず墓地の周囲に擁壁を設置する案について、ご提案をさせていただき一定のご理解をいただくことができました。また、遊水地の形状等につきましても役員との協議を重ねた結果、本日お配りしております資料３をご覧くださいませでしょうか。資料３の８ページ、このような形の遊水地の形状で、ご理解をいただくことができました。

次に、法隆寺第三団地自治会につきましては、１１月１０日に自治会長へ初めて事業の必要性と事業概要についてご説明を行い、昨日、１２月６日（日）に自治会の評議員約２３名の方に対しまして説明会を実施いたしましたところでございます。

本日は、説明会の資料を当委員会の資料として配布させていただいておりますので、簡単にご説明させていただきたいと考えております。

資料３の表紙を一枚めくっていただき１ページにつきまして、昭和５７年、平成１９年の洪水被害の状況、近年の破堤による被害状況を説明し、壊滅的な被害につながる外水氾濫を回避することが優先であるという資料となっております。

次に、資料２ページをご覧ください。こちらにつきましては、昭和５７年８月洪水と同規模の洪水が発生し、破堤した場合には大規模な浸水被害が発生する恐れ、また、その際の外水による被害を想定した資料となっております。次に、３ページにつきましては、大和川の下流の大阪府から河

道整備を進めていくと費用と時間がかかり、上流の整備が遅れることから、遊水地と河道掘削をバランス良く整備することで、中・上流部の治水安全度が早期に向上するというものでございます。

次に、4ページ、こちらは河川整備計画の目標として、河川整備や遊水地整備等により、戦後最大級となる昭和57年8月洪水と同規模の洪水を安全に流下させるという資料になっております。次に5ページをお願いいたします。こちらは大和川中流域強靱化事業の整備箇所を記載したのになっております。

次に、6ページをお願いいたします。こちらは、遊水地とはどのようなものかを説明した資料となっております。民地で土地を確保し、周囲堤を作り、洪水時に越流堤から遊水地に洪水を貯留することにより、大和川の水位上昇を抑え、洪水後、遊水地内に貯まった水を排水樋門から排水するという遊水地のつくりを説明した資料となっております。

次に、7ページをお願いいたします。河川整備計画において予定している事業を実施することで、昭和57年8月洪水が発生した場合でも、外水による浸水被害は解消するという資料となっております。次に、8ページをお願いいたします。こちらのほうが、現時点での目安地区の遊水地計画図面であります。墓地の周囲は擁壁で囲み、掘削を伴わないで約28万6千立法メートルの治水容量を確保できるというものでございます。

次に、9ページをお願いいたします。こちら9ページにつきましては、遊水地のイメージ図となっております。次に、10ページと11ページにつきましては、遊水地の堤防と法隆寺第三団地の住宅との位置関係をイメージした資料となっております。

以上が、昨日、法隆寺第三団地自治会様に対しまして説明した内容となります。

なお、この資料につきましては、今後、地元のご意見をいただき変更する可能性がございますのでご理解のほどよろしくをお願いいたします。

そして、昨日の説明会における意見といたしましては、たくさん意見はいただいたんですけども、遊水地の周囲にできる堤防の構造、高さはどのようなものか。想定外の降雨が降る中で、早く遊水地をつくってほしい。

早くて着手はいつごろか。工事の際、かなりの土が搬入されるが、生活に影響はないようにしてほしい。昭和57年の洪水を基準に遊水地を考えているが、想定外の雨が降る中で、今の計画で大丈夫か。大和川の外水対策だけではなく、内水対策もしっかり考えてほしい。家の前に堤防が出来たら環境が一変するので、何か対策を考えてほしい。目安遊水地のみの説明だけであり、三代川地区の遊水地も線路を挟み近接するので、三代川地区の説明も行ってほしい。この計画はこれで決定か、意見を聞いて計画の修正も考えてほしい。平面図だけでは分かりにくいので、横断図等の資料もあわせて説明してほしい。等、さまざまな意見をいただきました。説明会は約1時間30分ほどの時間で終了いたしました。

今後は、このご意見をどのように反映できるか検討しながら、法隆寺第三団地自治会様と説明会等を重ねながらご理解をいただけるよう国と一緒に努力してまいります。

最後に、三代川地区についてでございますが、三代川地区遊水地を設計するための基準点及び地形測量を、本年11月上旬から来年の1月下旬の期間で実施しているところでございます。

大和川遊水地整備事業についての説明は以上となります。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 まず、目安自治会さんのほうですけども、一定のご理解を得たということで報告いただきましたけど、それは、もうこの計画で進められるよということに理解していいのでしょうか。

委員長 手塚建設農林課長。

建設農林課長 目安自治会様につきましては、自治会の役員さんと各種団体様の代表の方が集まっていただきました。具体的には自治会長、副会長、相談役、評議員5名、各種団体としまして農家組合長、水利組合長、消防団団長、墓



地管理委員会会長、婦人会会長、全体で16名の参加でございましたが、この方からの一定のご理解いただいたものの、今後につきましては、全体の説明会等々考えながら全体のご理解をいただくように、努力してまいりたいと考えております。

木澤委員　　そうすると最終的に書面等できちっと確認はされるんでしょうかね、地権者等に。

建設農林課長　　地権者等につきましては、当然これから用地買収の必要がございますので、用地の売買契約を行ってまいりたいと考えているところでございます。

木澤委員　　三代川地区につきましては今後ということですが、先ほど意見の中にありました内水対策ですね、以前からこの声はあがってて、以前、檜原の国の大和川事務所のほうにも行かせていただいて聞いたんですけど、その時はこうして遊水地をつくって、三代川については本川のほうにポンプアップで放流するというような内水対策を考えていますということをお聞きしたんですけど、国とはどういう話になってるんでしょうか。

建設農林課長　　内水対策につきましては、現在、国のほうで説明を行っておりますのは、遊水地をつくることによって、いままでその溜まった内水が、さらに遊水地をつくることで、外に広がるようなことがあってはいけませんので、もともと遊水地にたまっていた内水をどうにか処理するというところで、以前はその部分をポンプアップで河川に流すという説明を、実際、国のほうはしてございましたが、現在いろんなところで洪水被害が発生する中で、そういったポンプが止まって稼働しなかったり、等々の不備が実際発生しているようですので、今、国といたしましては、ポンプを使わずに、自然に遊水地の中にその内水を入れるようなことができないかというのを検討しているということでございます。

木澤委員 斑鳩町でいうと、三代川が対象になると思うんですけど、もともと高い堤防をつくって、そこにためようといっているのを自然流水でどういうふうに入れるのかっていう具体的な話ってあるんですか。

建設農林課長 基本的な考え方は、今、言いました、国はそういう形で自然流下でなんとか入れられないかの検討をしていきたいということで、具体的な方法につきましては、町のほうも国には確認しているものの、設計が、ちょっと今まだ地形的な設計ができていないということで、具体的にどういう形、それが可能かということも含めまして、今後検討していくということで聞いております。

委員長 ほかにございませんか。 奥村委員。

奥村委員 お墓のまわりの擁壁の高さは、どれぐらいのものになるんですか。

委員長 手塚建設農林課長。

建設農林課長 堤防自身は地盤から約4 mから5 mの堤防になるんですけども、お墓の周りにつきましては、地盤が若干高いというところもございまして、現在2 mから3 mぐらいの擁壁で考えております。

奥村委員 それと、将来的に、この遊水地ができあがったときに、平常の時の、普段の時の広大な土地の使い方というか、町民の方に、皆さんに利益になるような方向性というのは、今のところ、そういう展望というのはあるんでしょうか。

建設農林課長 現在、ご説明した遊水地の整備でご理解いただけるようでしたら、跡地利用というのは、皆さんのご意見をいろいろいただきながら、当然、今後考えていくところでございます。しかし、今の容量を確保するために、例えばこの遊水地が小さくなるようなことがあれば、遊水地の中を掘削する

必要がございますして、その掘削の度合いによりまして、地下水が発生いたしますので、そういった形で遊水地がもし狭くなって掘るようなことになれば、地下水の問題等あり、ちょっとそういった跡地利用も困難になる可能性はございますが、現在、この計画で進む中で、跡地利用については今後いろいろ提案しながら、皆さんの意見、当然、議会等でも皆さんの意見を聞きながら考えていきたいと考えております。

委員長           ほかにございませんか。

                  ( な   し )

委員長           次に、(4)斑鳩町都市計画マスタープランの改定について、理事者の報告を求めます。 真弓都市整備課長。

都市整備課長    それでは、各課報告事項の(4)斑鳩町都市計画マスタープランの改定状況につきまして、ご報告させていただきます。

11月の本委員会におきまして、第3回斑鳩町都市計画マスタープラン策定委員会の資料によりまして、地域別構想などについてご報告をさせていただきました。現在、いただきましたご意見への対応などをすすめておりまして、これをとりまとめた修正後の計画案をもってパブリックコメントを実施してまいりたいと考えております。

資料4をご覧くださいませでしょうか。募集期間につきましては12月21日(月)から令和3年1月19日(火)までを予定しておりまして、広報お知らせ版12月号、また町ホームページにて周知してまいりたいと考えております。その他、応募資格等につきましては、「斑鳩町パブリックコメント手続の実施に関する要綱」に従いまして、実施してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上簡単ではございますが、斑鳩町都市計画マスタープランの改定状況についてのご報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

( な し )

委員長

次に、(5)法隆寺駅南北自由通路の占用許可について、理事者の報告を求めます。真弓都市整備課長。

都市整備  
課長

それでは、各課報告事項の(5)法隆寺駅南北自由通路の占用許可につ  
きまして、ご報告させていただきます。

斑鳩町や奈良県及び関連市町村、斑鳩町観光協会などでは、聖徳太子1  
400年御遠忌を迎えるにあたり、各種の観光イベント等を計画されてい  
るところでございます。このたび、斑鳩町観光協会から、JR法隆寺駅南  
北自由通路において、御遠忌の年にふさわしい法隆寺あるいは聖徳太子を  
身近に感じていただける装飾を行い、斑鳩町にお越しいただいた方々に  
「斑鳩に来た、法隆寺に来た」と感じていただける雰囲気を作り出したい  
ということで占用申請がなされたところでございます。

装飾の内容といたしましては、自由通路が法隆寺の伽藍の壁や連子窓、  
格子窓ですね、を意識した造りとなっておりますことから、これを法隆寺  
西院伽藍の金堂の連子窓にみたく、金堂の風景の一部のように装飾される  
ものでございます。資料5をご覧ください。具体的には、金堂の壁画など  
の画像について、法隆寺さんから特別に使用許可をいただきまして、フイ  
ルムに印刷をした上で、これを貼り付けられるものでございます。町とい  
たしましては、聖徳太子1400年御遠忌につきましては、ともに推進し  
ていくものでございまして、法隆寺さんからも今回こうした特別のご配慮  
もあるなか、自由通路の回廊の雰囲気をより向上させる内容でございま  
すことから、許可をしたところでございます。なお、今後、世界文化遺産登  
録30周年や大阪万博なども控えておりますことから、その期間につきま  
しては令和8年度末までとされているところでございます。許可にあたり  
ましては、設置工事の際の安全管理や占用期間中の十分な管理を行うなど  
の条件を付しておりますので、念のため申し添えさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、法隆寺駅南北自由通路の占用許可についてのご報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
横田委員。

横田委員 本件の分の予算というのはどのぐらい考えておられるんですか。

委員長 真弓都市整備課長。

都市整備課長 これは占用の許可のほうでございますので、主体としては観光協会のほうでされておりますので、申し訳ございませんが、その予算等は我々のほうでは把握しておりません。

委員長 ほかにございせんか。 中川委員。

中川委員 観光協会から申請が出て、許可したいということやけど、占用料っているのかな。

委員長 真弓都市整備課長。

都市整備課長 今回、町の関連もございまして、占用料は無料としております。

中川委員 そんで結構や思いますねけど、逆に、観光協会やなしに、ふだんから町もこういうことを考えていかないかんのちがうかなと思いますけど、その点についてはどう思いますか。

委員長 上田都市建設部長。

都市建設 南北自由通路、この回廊の部分については、やはり装飾については、あ

部長 　　まり広告物等の、元々そういった掲載についてはイメージ、もしくは景観  
　　というか、雰囲気もありますので、認めておらず、公共性の高いもののみ  
　　とさせていただきます。ただし、南北の自由通路のうち、階段部分  
　　につきましては、広告掲載取扱基準を定めまして、そこでいろんな広告物  
　　を、当然占用料をいただきながら掲示いたしているところでございます。

中川委員　　私が言ってるのは、観光客が改札出たときにね、こういう装飾してあつ  
　　たら斑鳩町らしいというのか、法隆寺さんがぱっと目に付くような感じや  
　　から、階段部分は占用料もらって、一般の企業さんの広告はそれでええと  
　　思うねけど、広告、改札出たところのこういうイメージを、町として考え  
　　ていかなあかんの違いますか、と言うてんねん。

都市建設  
部長　　今後そういったご意見も参考にさせていただきながら、観光局ともタイ  
　　アップして検討していきたいと考えております。

委員長　　ほかにございませんか。

（　　な　　し　　）

委員長　　ないようですので、ここで10時10分まで休憩とします。

（　　午前　9時50分　休憩　　）

（　　午前10時10分　再開　　）

委員長　　再開いたします。

次に、（6）公営企業の経営戦略について、理事者の報告を求めます。  
猪川上下水道課長。

上下水道  
課長　　各課報告事項（6）公営企業の経営戦略についてでございます。ご説明  
　　を申しあげます。公営企業を取り巻く経営環境が、今後の人口減少等に伴

いますサービス需要の減少や、保有する施設の老朽化に伴う更新需要の増大など、厳しさを増しており、不断の経営健全化が求められるなかで、総務省から、公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画として経営戦略を策定することが求められておりまして、その策定に当たりましての内容につきましても、総務省から「経営戦略策定ガイドライン」として示されておりましたので、それに基づきまして、水道事業及び下水道事業につきまして経営戦略（案）を策定したものでございます。

初めに、資料6-1、斑鳩町水道事業経営戦略（案）についてご説明いたします。まずはじめに、1ページから2ページでございますが、1. 事業概要としまして、斑鳩町の水道事業の事業の現況として、事業の認可の内容、料金体系、組織状況と、これまで取り組んできました経営健全化につきまして記述しているところでございます。次に、3ページから4ページですが、将来の事業環境としまして、斑鳩町の水道事業の給水人口の予測、水需要の予測、料金収入の見通し、施設の見通し、組織の見通しについて記述しております。給水人口としましては、3ページでございます上段のグラフのように、将来的には減少する見込みでございます、それに伴いまして（2）水需要の予測につきましても、全体として、生活用水の減少により減少傾向になると見込んでおります。また4ページでございます、料金収入の見通しといたしましても、同じように減少していくということで見込んでおります。次に、施設の見通しとしましては、水道管路をはじめ、浄水場施設、取水施設ともに老朽化による更新に多大な費用を要することとなると見込んでおります。

続きまして5ページをご覧ください。3. 経営の基本方針といたしまして、水道事業の事業経営における基本方針を記述しております。安全で信頼される水道、災害に強い水道、健全で持続可能な水道として、将来の水需要に合った施設整備と住民ニーズに対応した水道サービスを提供し、ライフラインとしての施設の強化など、信頼される水道を目指すことといたしております。

次に、4. 投資、財政計画でございます。収支計画の策定につきまして

は、6月の委員会でも財政推計をお示ししておりましたが、その考え方を記述しているところがございます。投資につきましては、施設の更新に要する経費が多額に上ること、また、維持管理につきましても増加してくることを踏まえまして、自己水を県営水道に切り替えることで、安定した水源を確保し、維持管理経費の負担を軽減し、更新経費を削減し、効率的な経営を図っていきたいと考えているところがございます。

また、6ページの②、③につきましては、収支計画の策定にあたりましての収入、支出の主な項目についての考え方を記載しているところがございます。その他、6ページから7ページにも、投資や財源についての検討状況について記述しているところがございます。

最後に、5. 経営戦略の事後検証としまして、更新等に関する事項としまして、概ね5年をサイクルに再度検証を行うこととしております。

以上が、簡単ではございますが、斑鳩町水道事業経営戦略（案）についての説明とさせていただきます。

続きまして、資料6-2、斑鳩町下水道事業経営戦略（案）についてご説明申し上げます。

まず、1ページ目から3ページ目までですが、1. 事業概要としまして、斑鳩町の下水道事業の現況としまして、認可等の内容、使用料、組織の状況、民間活力の活用等について記述をしているところがございます。

次に、4ページでございます。2. 将来の事業環境といたしまして、斑鳩町の下水道事業の処理区域内人口、有収水量の予測、(3) 使用料収入の見通し、施設、組織の見通しなどについて記述しております。処理区域内人口や有収水量や使用料収入につきましても、いずれも整備区域が拡大していくに伴いまして増加していくものと見込んでおります。

次に、5ページでございます。3. 経営の基本方針といたしまして、下水道事業の事業経営の方針について記述しております。ひとつには、清潔で衛生的な快適にさせるまちづくりとして、計画的、効率的な整備を進め、処理区域を拡大するとともに、接続啓発を続け、水洗化率の向上を図っていきます。次に、持続可能な事業運営のため、経営の健全化をすすめることが必要でありますので、事業を精査し、整備計画を見直し、企業債



の残高を減らしながら計画的で効率的な事業を進めていくこととしております。

次に、6ページをご覧くださいでしょうか。4. 投資、財政計画でございますが、収支計画の策定に当たっての考え方を記述しております。投資についてですが、これまで、管渠整備で借り入れてきました企業債の償還に要する費用が多額に上りますことから、企業債の新規の借り入れが償還額を超えない範囲に抑えることで、投資を平準化し、企業債残高が減少するよう計画しています。また、財源につきましても、使用料につきましても、接続のさらなる啓発活動を実施し、確保に努めて、あわせて企業債の残高減少への取り組みを実施し、一般会計への負担を少しでも軽減できるよう努めてまいりたいと考えております。

その他、7ページから8ページにかけて、投資や財源についての検討状況等について記述しているところでございます。最後に5番ですが、8ページの終わりですが、経営戦略の事後検証、改定等に関する事項としまして、概ね5年をサイクルに再度検証を行うこととしております。

以上が、斑鳩町下水道事業の経営戦略（案）についての説明とさせていただきます。

なお、本委員会でのご報告を行いました後に、令和3年3月には町のホームページで公表してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。

以上、公営企業の経営戦略についてのご説明とさせていただきます

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 突然、国のほうからこういう戦略を作りなさいということで作ったんで、ということで報告いただきましたけど、これまでも、いろいろ戦略等はたてて経営はされてきてると思いますけど、何かこれ、新たに変わったことってあるんですか。

委員長

猪川上下水道課長。

上下水道  
課長

今回、作って今ご提示させていただいてますのは、総務省から、先ほども説明の中で申しあげましたように。中長期的な経営の基本を描くということで、老朽化して更新が大きくなっていく中でそういった公営企業については全ていま作っていきなさいという要請のもとに作ったもので、従来からあるというか、今回これが初めてご提示させていただきましたので、今までの経営戦略という形のものはないんですけども。

木澤委員

この間、県営水道への加入の話の中でいろいろ資料出していただきましたけど、基本的にはその考え方が変わってないということによろしいですか。

上下水道  
課長

委員おっしゃる通りです。考え方としてはそういう方向で整理しています。

木澤委員

水道のほうの4ページに料金収入書いてくれますけど、これは純粋に水道料金の使用量と収入。加入分担金ですかね、加入負担金のほうの収益等については、これではどこに出てくるんでしょうか。

上下水道  
課長

今、お示ししております冊子の中には具体的な数字は出ておりませんが、当然その財政推計等やっていく中で事業も進めておりますので、一定の基準で入ってくるということは見込んだ中でのございます。あくまでもこれは水道料金としての予測だけを今載せています。

木澤委員

ここには出てきてないということですけども、人口は減っていくということで、当然、負担金も減っていくという見込みをたてておられるのかなと思いますけど、それはざくっとっていうんですかね、今後どういうふうになっていくと考えるおられますか。

上下水道課長 人口は確かに減るといふ予測はありますけども、新たに水道に加入、水道を新たにひかれるといふのは、一定のラインでずっとのびてきている部分もございまして、そういったものも、今の状況を加味しながら見ておりますので、人口が減るように同じようなラインで少なくなっていくといふところまでは見込んでいない状況です。

木澤委員 いま水道会計の収入っていうことも、もちろん料金収入ありますけど、その加入負担金の収入が大きいので、その見通しがどうなってるかといふのは非常に重要になってくると思うんです。その点については別に改めて聞かせてもらおうと思いますので。

それと、下水道のほうで言うと、いま、一般会計からかなり繰り入れを行って、整備を続けているということですけども、元々の見通しからはちょっといろいろずれてきていると思うんですけど、整備が終わって黒字に転じるという時期的な見通しと、あと加入率がどのぐらいのラインになるのかということですね、そこはどのようなふうに見通してはるんですか。

上下水道課長 会計上、黒字に転じるというのは現状ではなかなか難しいとはもちろん思いますので、そういった部分についてはちょっと数字としては出てきてないですけども。おっしゃったように公営企業として整備が進んでいきましたも、最終的に黒字になるという、純粹に繰入金とかをなしにしてみても、黒字になるという状況ではなかなか難しいとは考えております。

木澤委員 一般会計からの繰り入れが5億数千万というカタチで、それ以外の企業債っていうんですかね、それはどれぐらいありますか。

上下水道課長 企業債の借り入れの状況でございまして、資料の11ページにも財政計画というものをお付けしておりますので見ていただければと思いますけども、企業債残高としましては令和元年度決算でいきますと86億4千万円の残高となりまして、それを先ほど申しましたように繰り入れの額を、随時続けていきまして、およそ86億円程度から徐々に徐々にですが

減少する方向で考えております。

木澤委員 わかりました。当然一般会計からの繰り入れは減らしながら企業債を返還して、ゆくゆくは黒字になるよ、という見通しを持つ必要があるかなと思いますけど、今の時点でそれがいつになるのかというのは、なかなか答えづらいということですね。ただ、加入率ですね、整備が終わった段階で一定の目標もってやっていただいていると思いますけど、やっぱりどの時点で黒字になるのかっていう見通しももって、そこを目標に進めていく必要があると思いますし、それに向けてどういうふうにして加入率をあげていくのかっていうのは、前回の委員会等でもいろいろ対策も必要やということで議論させていただきましたけど、今後やっぱりそういう視点をもつ必要だと思いますので、できるだけやっぱりそうした見通しも示していただきたいと思いますのでお願いしておきます。

委員長 他にございませんか。 中川委員。

中川委員 水道の6ページの収支計画やねけど、受水費は30%程度増加するという具体的な数字はいつてんねけど、動力費、委託料は大幅に減少するというのは、だいたい具体的な数字って出てないのかな。

委員長 猪川上下水道課長。

上下水道課長 現時点では、資料にも投資計画を後ろのほうにつけておりますが、細かいそのものの数字と言うのはここには出ておりませんので、具体的な数字というのはここには出ておらないんですけども、もちろん井戸とか、県水に転換していきますなかで、井戸の動力ですとか、浄水場の動力というのは減少してきますので、それについては今時点でかなり減ってくると。令和元年度の電気代の予算でいきますと4,400万円計上しておりますが、これからまた予算ご提示していく中では、もうそれが大幅には減ってくるというふうには今積算、具体的にちょっと出ておりませんので申し訳

ございません。

中川委員 浄水場の稼働を止めて、井戸も止めて、したら逆に何が残ってくんの。

上下水道課長 浄水場としましては県営水道を受水しておりますので、そういったものを監視する部分は、まだ当然残ってきますので、いわゆる監視機器の稼働はまだ引き続き必要になってきますので、そういった部分での電気代、あとは事務所の運用の電気というのが必要にはなってきます。

中川委員 だいたい具体的に数字出るのちやうの。今出せ言わへんけど、そんなぐらい計算してるのちやうかな思って聞いてんけど。

上下水道課長 およそ、今、4千万程度予算を見ておりますけど、1千万程度、具体的にきっちりとした数字ではないですけども、それぐらいまで下がるというふうには見込んでおります。

中川委員 ということは、4千万が1千万ということは、75%ほど落ちて25%ほど残るということやろ。ほな、その県水転換により従前より30%増加する、のところが一緒に、70%なり下がるとか、そういうふうにし書いたほうが見やすいんちやうの。見てるほうかて、やっぱり県水100にしたらかなりの経費下がって、町も助かんというふうに見える。真ん中だけ、増えるほうは具体的な数字入れて、減るほう入れてないから、ちょっと見栄え悪いなと思っただけや。

上下水道課長 3月までに公表させていただくまでに、再精査させていただきまして、そういった部分についても考えていきたいと思っております。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 次に、(7) 県営水道の受水等について、理事者の報告を求めます。  
猪川上下水道課長。

上下水道 それでは、各課報告事項(7) 県営水道の受水等について、ご説明を申  
課長 しあげます。

去る9月に開催されました、令和元年度決算審査特別委員会におきまして、県営水道への切り替えについてご質問がございました。その際に、その説明及び資料の提出を担当する建設水道常任委員会で行うよう求められましたことから、今回、ご説明をさせていただくものでございます。

その時にまずお聞きしておりますのが、まず1つ目に、災害時における非常用電源という対応は可能かどうかということでございます。2つ目に、三井浄水場と第一浄水場の2箇所ある町の浄水場をどちらかひとつでも残すというシミュレーションを行い検討していく必要があるのではないかと、というご質問をいただいております。

まず、非常用電源設備の設置についてのご質問でございますが、非常用電源設備の費用でございますが、規模や利用目的等、電気の容量等が異なりますものの、試算といたしまして、斑鳩町役場で設置をいたしております非常用電源設備の費用が、設計金額額で約2,300万円となっておりますので、それを参考とさせていただきました。また、取水井戸につきましても、非常用としての設置でございますので、半分程度に設置をさせていただくということで、これらを前提として考えております。

まず、三井浄水場系統を残した場合でございますが、浄水場で1台、取水井戸で2台、ポンプ場で1台の計4台が必要となり、設置費用として約9,200万円が必要となっております。また第一浄水場系統ではございますが、浄水場で1台、取水井戸で3台、ポンプ場で2台が必要となっております。合計で6台が必要となり、約1億3,800万円が必要となるという試算でございます。これ以外にも、ランニングコストであります重油代が発生してくることになりますので、非常用電源設備を設置するにあたりましては、設置費用や、及び維持管理費用への投資が必要とな

り、水道管の更新に加えて経営に負担を及ぼすものとなってまいります。

次に、三井浄水場又は第一浄水場のいずれか一つを存続させた場合の財政面につきましてでございます。お配りしております、資料7に基づきまして、ご説明を申し上げます。

まず資料7の①から③につきましては、6月の委員会でお示ししました、県営水道100%と自己水を維持した場合を比較しましたグラフに、三井浄水場のみを存続させた場合、線が黄色でございます。第一浄水場、緑色の線でございますが、第一浄水場のみを存続させた場合としてお示しをしております。なお、この検討につきましては、いま申しあげました非常用電源設備にかかります費用のほうは加味しておりませんのでご了承をお願いいたします。

初めに、①の収益的収支の比較でございますが、赤色の自己水を維持し、これまでどおり運用に比べますと、黄色線、緑色線ともに収支上、若干良くなっておりますが、やはり、青色線の県営水道に転換する場合に比べますと、令和23年度以降から急激に悪化し、中長期では県営水道に転換するほうが、収支減が最小であるということがわかります。

次に、めくっていただきまして②ページの資本的収支の比較でございますが、これにつきましても、浄水場を残す場合、更新費用が伴ってまいりますので、浄水場を持たない場合と比べまして、収支のマイナスは大きくなり、青色線の県営水道へ転換する場合の投資の負担が一番少なくなることがわかります。その結果、③企業債残高の比較でございますが、浄水場施設の更新費用の財源は、企業債で賄いますので、青色線の県営水道への転換した場合が企業債の発行が最小で済み、後年度への負担が少ないことを表しております。

以上のようなことから、浄水場施設の更新や、非常用電源設備などへの投資を行うことは、企業債の借入れが増加し、その償還により後年度で負担が増となることとなります。収入におきましても、水道料金の収入は人口減少や節水器具などの普及により減少し、経営状況は一層、厳しくなっております。一方で、老朽化した管路の更新は必ず進めていかなければなりませんので、その財源を確保していくためには、水道料金の値上げ

の検討が必要となってまいります。

こうしたことから、更新費用が伴う町の浄水施設を廃止し、経営の効率化を図り、現行の水道料金単価を維持できるよう、令和3年度から県営水道への転換の、一括した受水を進めていきたいと考えておるところでございます。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

( な し )

委員長 次に、(8)水道事業の県域一体化について、理事者の報告を求めます。猪川上下水道課長。

上下水道課長 それでは、各課報告事項(8)の水道事業の県域一体化について、ご説明を申しあげます。

令和2年11月26日に奈良県コンベンションセンターにおきまして、第2回水道サミットが開催されましたので、その内容につきまして、当日配布されました県作成の資料に基づきまして、ご報告を申しあげるところでございます。

まずお配りしております、資料8-1、第2回水道サミット～県域水道一体化の推進に向けて～、という表紙になりますが、この資料の3ページをご覧ください。

ここでは、前回のサミットで各市町村長さんのほうから出されておりました質問等に対する回答が載せられております。この説明が当日ございました。まず、資産引継ぎの考え方では、県域一体化の効果を最大限に発現させるための資産引継ぎの考え方については、改めて、水道資産(施設、資金、負債)はすべて企業団に引き継ぐものとするという考え方が示されました。次に4ページでございますが、更新投資の考え方では、水道事業の大きな課題のひとつであります施設老朽化への対応として、基本協定締結までに水道料金レベルを踏まえた施設整備計画を策定する必要があるとの考え方が示されました。



続きまして6ページをご覧ください。統合後の市町村の役割でございますが、水道事業を企業団に引き継いだ後の、各市町村の役割の考え方について、企業団議会や運営協議会の設置、職員の派遣などによる確保が必要であるとの説明がございました。

続きまして、8ページをご覧ください。覚書（案）について説明がございました。資料としては8-2としてお配りしております。覚書（案）の第2条では、企業団の設立では、企業団を令和6年度までに設立し、また、事業開始を令和7年度までに事業を開始する、とされております。第5条では、水道施設の整備方針では、水道施設の更新整備は、関係団体の更新実績を保証し、または、関係団体の整備計画を尊重すること。となっております。次に、第7条で資産等の引継ぎでは、水道事業で生み出された資産等は、企業団にすべて引き継ぐこと。次に、第8条 水道事業の用に供さない資産等では、水道事業の用に供しない施設や土地、奈良広域水質検査センター組合の資産の取扱いなどについて基本協定締結までに関係団体で協議し、対応方針を定めることなどの説明がございました。

次に、9ページでは、覚書と基本方針、資料8-3としてお配りしております資料、基本方針との関係について述べられており、覚書は、水道事業等の統合に向けて、現時点での合意すべき事項をとりまとめたものであり、基本方針は、県域一体化の検討の基本的事項をまとめたものであり、今後の検討の方向性を示しているものであるといった、こういった違いがあるかについてご説明がありました。

お配りしております資料のなかに、8-2、水道事業等の統合に関する覚書（案）、8-3、水道事業等の統合に関する基本方針（案）につきましては、後ほどご覧いただければと思います。

次に、10ページでございます。料金について統合効果が見られない団体への対応としまして、供給単価に関して統合効果が見られない葛城市、大淀町については、将来的な料金統一を条件に、セグメント会計で対応するとの説明がございました。

次に12ページでございます。令和3年度以降のスケジュールが示されたところでございます。今後の予定といたしましては、覚書を来年1月中

には締結し、令和3年度から6年度の間におきまして基本協定を締結するまでに、任意の協議会を設立し、企業団の運営方針の取りまとめを進め、協定締結後は、法定協議会を設置し、企業団の設立準備を進めることになるとの説明がありました。こうした奈良県からの説明に続きまして、各市町村長さんのほうからの質疑がございましたが、大和郡山市さんを除きまして他の市町村長さんからは、県域一体化に向けて進んでいくことにつきまして、特段の反対の意見はございませんでした。

当町といたしましても、9月の委員会でも申しあげましたとおり、単独で事業を維持する場合と、今後、更新経費などの大きな負担が経営を圧迫することを考慮いたしますと、県域での一体化に進むことで、スケールメリットによる負担の軽減はもちろん、水道事業の維持にかかる人材や技術力の確保が可能になり、水道サービスの向上や平準化が図られることで、安定した水道水が供給され、さらには、住民サービスとして水道料金の抑制が図られることから、これらを実現していくためにも、引き続き検討を進めていきたいと考えておりますので、当町といたしましても、覚書を締結していきたいと考えているところでありますので、委員皆様にはご理解賜りますよう、よろしくお願いを申しあげます。

以上で、水道事業の県域一体化についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 12ページのスケジュールのところですけども、まず覚書を交わして、その後、基本協定の締結となっていきますけど、前々から言っているように、後戻りできない段階っていうんですかね、覚書を交わしてしまったらもう、ここに加入するということになるんですか。

委員長 猪川上下水道課長。

上下水道 企業団に参加というのは、最終的に基本協定を結ぶという段階になって

課長 きますので、覚書はその協定に参加していくかどうかということを検証していく機関に、名前を連ねますということですので、最終的な判断というわけではございません。

木澤委員 それが令和3年から6年と書いてますけど、だいたいいつ頃というのは示されていないんですか。

上下水道  
課長 覚書につきましては、当初は12月末から1月中と申しておられましたけども、一応予定としては1月中にできれば結びたいと。基本協定につきましては、その前段で、ここにございますように組織ですとか、業務の運営等、そういったもののベースになる部分をつくっていった中で基本協定をしていくということですので、はっきりとどの時点でというのは、まだちょっとはっきりと明記は、明確にはなっておりません。

木澤委員 あと、今回こうして資料出していただきましたけども、実際、一体化になると、企業団の設立になるんでしょうけども、そっちの役割と町の役割とを、もうちょっとわかりやすく図かなんかに示して、費用負担の関係がどうなるかとか、職員さんの立場っていうんですかね、がどうなるのかっていうのを、ちょっと資料としてまとめて説明いただきたいなと思うんです。それは可能ですかね。

上下水道  
課長 現時点で職員の立場とか、費用負担はどれぐらいあるかとかというところについては、これからその企業団の設立準備に入る中で具体的に各市町村が協議して決めていくところになりますので、現時点でこういうものが数字として出ているよっていうのはないのが現状でございますので、もうちょっと先にならないと、その具体的な金額的なものはわかってこないという状況です。

委員長 上田都市建設部長。

都市建設  
部長 今、担当課長が申しましたように、役割等については非常に大事になってくるところでございまして、この資料でも6ページで水道事業を企業団に引き継いだ場合の役割の考え方で、議会の設置や職員の派遣といったことが、現在の時点での事務局から示された案でございまして、今後それが、覚書を締結させていただいて、検討会が進んでいく中で、資料が当然、町としてもそれが重要なところの部分でもありますので、そうしたことをまた担当常任委員会等にお示し、もしくは資料として提出していきたいと考えております。

木澤委員 あと料金ですね、10ページのところで、効果が見られない団体への対応ということで書いてますけども、この緑の線というのは県域水道一体化になったら、加入市町村の水道料金がこういう形になっていくよというのは示しているものなんですかね。

委員長 猪川上下水道課長。

上下水道  
課長 おっしゃる通り、いま現時点で県のほうでシミュレーションしておられる全体しての数字が緑の線ということでございます。

木澤委員 これ見ると、5年ごとに引き上げを随時行っていくという指標になってますけども、もうすでにこういう考え方が示されているんですか。

上下水道  
課長 あくまでもこれは想定する中で、水道料金というのも一応費用と収入をみる中で、一応この推移を想定はされておられるということです。

木澤委員 斑鳩町が単独でいった場合に、じゃあ水道料金どうなるのという試算も、照らし合わせて検討したいんで、これは出していただきたいなと思うんですけど。

委員長 上田都市建設部長。

都市建設  
部長 財政シミュレーションにつきましては、今一体化になった、これは大淀町と葛城市との比較の中で使われている部分でございます、各市町村の個別に財政シミュレーションも、当然、事務局のほうで作成されておりました、ちょっと手元にありまして、前回の資料にも、また改めて提示させていただくということでよろしくお願いたします。

委員長 中川委員。

中川委員 斑鳩町、これあれやろ、大淀町、葛城市のやつ、ここに資料に出たるけど、斑鳩町のもあるということか。

委員長 上田都市建設部長。

都市建設  
部長 各市町村ごとでこの財政シミュレーションは、給水原価と供給単価と個別に作成されておりますので、個別にございます。

中川委員 なんでそれ資料に入れたらへんの、よその入れて。

都市建設  
部長 すみません、これは水道サミットで示された資料ということで、全体的な資料でございますので、また改めて提出させていただきたいと思ます。

委員長 横田委員。

横田委員 この用紙の8ページ目にあるのは。基本方針（案）。

委員長 猪川上下水道課長。

上下水道 今、委員のほうからおっしゃっていただきましたように、資料8-3の

課長 基本方針（案）という冊子がございますが、その8ページに平成30年度、令和7年度、令和30年度と3年分ではございますが、各市町村の、上段が給水原価、下段が供給単価が、こうなっていくというシミュレーションが載せられておりますので、ご覧いただければと思います。

委員長 木澤委員。

木澤委員 あと資料としてですね、加入されるかどうかわかりませんが、他の市町村の水道会計の状況がどうなっているのかっていうのも知りたいんです。またちょっと別の話になりますけど、消防、広域化になりましたけども、結局奈良市さんと生駒市さんは入らなかったと、それはなんでかという、僕の憶測になりますけども、やっぱりよその分の財政負担をさせられるんじゃないかという心配があったんじゃないかと思うんです。今回、大和郡山市さんが入らないとおっしゃっておられるようですが、財政的に豊かなところは加入すると損するよというふうなことになるかねない、ですから、きちっと他の市町村の財政状況なんかも見ながらですね、検討していく必要があると思いますので。県がそういうふうなシミュレーションも含めて出しているということでしたら、それも資料として提出していただきたいと思うんですが、できますかね。

上下水道課長 他の市町村のシミュレーション、料金的な、先ほどおっしゃっていただいていた、シミュレーション的なものがありますので、提出可能かとは思いますが。

委員長 ほかにございますか。

( な し )

委員長 他に、理事者側から何か報告しておくことはございませんでしょうか。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。

次に、4. その他について、各委員さんから質疑・ご意見がありましたらお受けいたします。 中川委員。

中川委員 法隆寺線の交差点の信号が設置されてからというか、供用開始になってから、この25号線の慢性的な渋滞、特に西向きなんか、この前、4日の一般質問のあった日の夕方4時ごろは富雄川超えているような渋滞してたんでね、この信号の調整というのは必要や思うねんけど、この点について理事者側はどのように考えておられますやろ。

委員長 真弓都市整備課長。

都市整備課長 法隆寺線供用開始後の信号の関係でございますけれども、町としても、その渋滞のほうに関しては認識いたしております。それを受けまして信号要望のほうも実際行っているところでございますけれども、本日こうしてお話もいただきましたので、改めて要望のほうをさせていただきたいなと思っておりますので、よろしく願い申しあげます。

中川委員 その要望は早くにしてもろてるということで。

都市整備課長 時期は例年違いますけれども、だいたい夏頃ぐらいには毎年継続して要望はしているところではございます。

中川委員 その夏頃に要望してもらったことについて、公安委員会からか、国からか知らんけど、回答というのはないのかな。

都市整備 基本的には、例えば何秒のばしましたとか、という話の回答は、基本的に

課長 はいただけないところではございますけれども、うちのほうからも聞いてみまして、そのあたりは対応していきたいと考えております。

中川委員 町から出した要望に対して、勝手に調整して、もうそのまま。こんだけするよとか、これぐらいにしましたよとか、そういうやり取りはないの。

都市整備 基本的にはございません。

課長

中川委員 そしたら要望だしたけど、してもろたか、してもろてないかっていう判断でけんねんな。勝手にこっちの想像で長なったかな、ちょっと渋滞ましになっとなって勝手に判断するだけか。

都市整備 状況を確認しまして、こちらから聞いているというのが現状ではございます。

課長

中川委員 今の25号線の特に西向きの渋滞はもう異常なぐらい渋滞してますんでね、ちょっと強く要望していただきたい、そのように思います。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、その他についてはこれをもって終わります。

次に、継続審査について、お諮りいたします。

お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )



委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、  
よろしくお取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了しました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いた  
だきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。

中西町長。

町 長

( 町長挨拶 )

委員長

これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

(午前10時56分 閉会)